

## 出産育児一時金(受取代理)のご案内

出産育児一時金の受取代理は、被保険者が医療機関等を代理人として事前に申請し、医療機関等が被保険者に代わって出産育児一時金を受け取ることにより、被保険者等が医療機関等で支払う負担を軽減するものです。

### 【申請できる方】

- 1 出産時に足立区の国民健康保険の資格がある方。  
(ただし、他の健康保険から出産費が支給される方を除く)
- 2 出産育児一時金等の支給を受ける見込みがあり、かつ出産予定日まで2ヶ月以内の方。
- 3 直接払い制度を利用していないこと。
- 4 足立区国民健康保険出産費資金貸付制度を利用していないこと。

### 【申請方法】

- 1 足立区国民健康保険課で出産育児一時金申請資格、出産予定日等を確認したのち受取代理の申請書を交付します。(国民健康保険証と母子手帳をご持参ください)
- 2 受取代理に係わる必要事項記入を医療機関へ依頼し、同意が得られたならば、足立区国民健康保険課に申請します。(併せて国民健康保険証・母子手帳・世帯主の口座と印鑑をご持参ください)

### 【支払・支給】

- 1 出産後に受取代理人である医療機関等から送付される分娩費請求書及び出生証明書類の写しにより確認後、足立区から医療機関等に支払います。  
(支払金額は出産育児一時金の支給額42万円を限度とします)

〔分娩費が出産育児一時金を上回る場合〕 被保険者は、医療機関へ差額を支払います。

〔分娩費が出産育児一時金を下回る場合〕 足立区は、被保険者へ差額を支給します。

### お問合せ・申込先

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1  
足立区役所 国民健康保険課 給付担当  
北館 2階 5番窓口  
(3880)5241